

令和4年第4回

湧別町議会臨時会会議録

湧別町議会

令和4年第4回湧別町議会臨時会会議

令和4年10月26日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

4 欠席議員

なし。

5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 石塚謙太郎、企画財政課長 猪熊広樹、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 根子敏男、農政課長 池田孔紀、農政課参事 山川涉、商工観光課長 松下一彦、建設課長 岩佐範行、会計管理者 梅津茂樹、出納課長 梅津茂樹、水道課長 細川徳之、福祉課長 前野和憲、福祉課参事 森野博之、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 井上道也、総務課総務グループ主幹 中川友広、企画財政課企画グループ主幹 西海谷巧、企画財政課財政グループ主幹 近藤康弘、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、農政課農政グループ主幹 竹中寿、建設課管理グループ主幹 藤直樹、建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、水道課上下水道グループ主幹 細川聡、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 宮坂達也、健康こども課児童支援グループ主幹 兼田稚子、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 尾山弘、教

育総務課参事 澁谷順、社会教育課長 坂本雄仁、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 佐藤美貴、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 宍戸和幸、教育総務課給食センター所長 松浦稔智、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y 館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 宮本則幸、代表監査委員 水野豊、選挙管理委員会委員長 森谷重俊

- 6 本会議の書記は、次のとおりである。
議会議務局長 前川孝一、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和4年第4回湧別町議会臨時会

議事日程（第1日）

令和4年10月26日

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定
日程第 3			諸般の報告
日程第 4			行政報告
日程第 5	議案第 1号		令和4年度湧別町一般会計補正予算
日程第 6	議案第 2号		令和4年度湧別町簡易水道特別会計補正予算

開 会 宣 告（１０：００）

○議 長 ただいまの出席議員は11名でございます。

これより令和４年第４回湧別町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、９番檜山君、10番山本君を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題といたします。

開議に先立ち議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告をお願いいたします。

７番、脇坂君。

（議会運営委員長結果報告）

○議 長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日１日間とすることにご異議ありませんか。

○全 員 （異 議 な し）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日１日間とすることに決定をいたしました。

日程第３、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今臨時会に提出されております案件は、町長提出といたしまして、予算２件であります。

次に、議案等説明員の関係であります。今臨時会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配布してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から９月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る９月13日の令和４年第３回町議会定例会終了後から、本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

９月18日、五鹿山パークゴルフ場において、議長杯パークゴルフ大会が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

９月23日、町民憩いの広場において、湧別町産業まつりが開催され、これに議長が出席いたしております。

10月5日、総務厚生常任委員会が開催されました

10月8日、地域活動支援センターポレポレゆうべつにおいて、収穫祭が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

同じく、中湧別小学校において、湧別町消防団秋季消防演習が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

10月9日、湧別総合体育館において、湧別町少年柔道大会上野カップ2022が開催され、これに議長が出席いたしております。

10月14日、遠軽町において、オホーツク圏活性化期成会石北線部会合同会議が開催され、これに議長が出席いたしております。

10月18日から20日にかけて、札幌市ほかにおきまして遠紋地区市町村議会道内行政視察調査が行われ、これに議長が出席いたしております。

10月21日、オホーツク圏活性化期成会北海道要望活動が行われ、これに議長が出席いたしております。

10月26日、議会運営委員会が開催されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長 これでは諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長 前回の議会以降における行政上の諸課題について報告申し上げます。

1点目ですが、第40回湧別町産業まつりについてであります。

去る9月23日、湧別町町民憩の広場を会場に、節目となります40回目を記念とした湧別町産業まつりが開催されました。

この産業まつりは、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度以来3年ぶりに、感染症対策を講じ、一部内容を縮小した上での開催となりました。

当日は、あいにくの雨模様となりましたが、会場は沢山の来場者で賑わいました。オープニングの芭露学園による湖陵太鼓演奏会から始まり、特設コースで行ったオホーツク人間ホタテ引き大会には、男性・女性の部合わせて16チームが参加し熱戦を繰り広げました。

例年大人気の鮭のつかみどり大会では、湧別漁業協同組合のご協力を賜り、約300匹の鮭を用意し、参加した小学生が元気に鮭を追いかける姿が見られました。

また、町民の皆さまを対象としたお楽しみ抽選会は、40回記念の目玉行事として、例年より賞品を増やして実施し、大いに盛り上がりました。

このほか海産物や農産物の直売、青空市場やホタテの浜焼き、湧別町農業協同組合のご協力を賜り実施した牛乳の無料配布、そして町内中高生の吹奏楽演

奏会や役場職員による産業レンジャーショーなど、盛り沢山の行事を実施し、来場者の皆さまに楽しんでもらうことができました。

最後になりますが、このように多くの皆さまに楽しんでいただき、盛会のうちに祭りが無事終了することができましたことは、町民の皆さま、アトラクション出演者の皆さま、出店者の皆さま、各団体の皆さまのご協力によるものであり、心よりお礼と感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に2点目でございます。遊園地ファミリー愛ランドユーにおける観覧車乗客取り残し事故についてであります。

去る9月25日、遊園地ファミリー愛ランドユーの観覧車におきまして、営業終了のため観覧車を停止した際、乗車していた母親と子ども2名を約10分間取り残してしまう事故が発生したところであります。

被害にあわれたお客様には、多大なご迷惑をおかけしましたことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今後、このような事故を二度と起こさないよう、当施設運營業務の指定管理者でありますシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社においては、厳格な対策を講じ、今一度、従業員の教育とマニュアルの徹底を図り、事故の再発防止に努めることとしてございます。

本町といたしましても、指定管理者に対し引き続き再発防止に向け管理運営体制の指導徹底を行っていく所存でございます。

3点目につきましては光ファイバー網整備事業についてであります。

本事業につきましては、令和2年度より、東日本電信電話株式会社北海道事業部が事業主体となり、本町の光ファイバー網の未整備地域において、令和4年3月末の完了予定で整備事業に取り組んでまいりましたが、工期延長により令和4年度への事故繰越事業として継続して整備事業を実施し、本年6月末に整備工事が完了いたしました。

町内で新たに光回線によるインターネットサービスの提供エリアとなりました地域では、7月5日より申込みされた方の開通工事が順次開始され、サービスの利用が可能となっております。

新たな整備地域の開通状況につきましては、9月末現在で申込件数296件に対し、開通件数が224件となっており、これまで光回線が未整備でADSLや無線通信又は衛星通信でインターネットサービスをご利用されていた地域の方々も光ファイバー網の整備により、高速インターネットサービスがご利用いただける環境となったところでございます。

また、本事業に係る本町の負担金であります。令和4年度への事故繰越額が4億7,920万4千円となっておりますが、芭露地区の一部エリアに係る整備費が東日本電信電話株式会社北海道事業部の負担になったことと、工期の短縮

を図るための工法変更により光ケーブルを支える電柱の設置数が減ったことで事業費が大幅に縮減され、事業完了による本町の負担額は3億1,951万4千円となり、事故繰越額より1億5,969万円の減額となったところであります。

なお、本町負担金の減額分1億5,969万円のうち、1億5,810万円は過疎対策事業債による借入金を財源としているため、過大となった借入金は繰上償還による返済が必要となることから、今後、補正予算にて対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

4点目は国関係工事の発注状況についてであります。

工事名 一般国道238号湧別町信部内改良工事、工事場所 信部内、請負金額 2億7,346万円、請負業者 大同産業開発株式会社 遠軽町、規模 道路土工・地盤改良工・舗装路盤工・法面工 延長2,740メートル、工期 令和5年3月15日。

続きまして5点目であります。

町関係工事の発注状況についてであります。

工事名 照明LED化工事 湧別プール・湧別総合体育館外灯、工事場所 栄町、請負金額 1,417万9千円、請負業者 有限会社児玉電設、規模 照明LED化工事 プール照明・外灯一式であります。工期は令和5年2月20日であります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長 これにて行政報告は終わりました。

日程第5、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号、令和4年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

3番、加藤君。

○3番 歳出の6ページ、個人番号カード交付事業に要する経費3,142万3千円の計上でございますが、まず最初にこの予算化することによって先ほどの説明で70%の取得率とお聞きしたのですが、その内訳を詳しく説明願いたいと思います。

○企画財政課未来づくり担当課長 加藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

目標設定、期待値を込めまして70%ということで見込んでおります。これは

直近の10月16日現在で公表されております本町の取得率が、41.3%ということでございます。道内の市町村の中ではまだ低い方で125番目という順位にはなってございます。この間強化月間に入ります6月には、27.5%という数字でありました。この3カ月の中で強化策を行ってまいりまして、マイナポイントあるいは本町独自の出張受付サービス等を行いまして、4カ月で14%の伸びになりました。この部分で期待値も込めまして内訳という部分ではありませんけれども、41.3%から期待値を込めて町民の7割まで行けるのではないかとということで計算をしております。

国においては来年3月までに全国民にほぼ行き渡るといような目標も言っておりますけれども、そういった部分ではなく期待値として70%ということで設定させていただいております。以上でございます。

○3 番 今の説明をお聞きしまして職員の皆様の努力に深く敬意を表したいと思っております。

それで、今後100%を目指すということなのですが、これまでポイントの付与ですとか、今回の商品券ですね、そういったことによってマイナンバーカードの取得率の向上を目指しているということなのですが、これも一つの方法かと私は思うのですが、このほかに各種証明書をコンビニで交付するお考えはないかどうかということなのですよね。ポイントというのも悪くはないのですけれども今朝ほどの新聞でポイントの付与はどうかという、そういった論評もありますし、私的にはどちらかというところコンビニで交付をして住民サービスの向上につなげるほうが、より効果があるのではないかなというふうに思っております。総務省のホームページでは道内で27市町がコンビニで各種証明を交付しているということの内容が載っております。今後こちらのほうに予算化を進めるお考えはないのかお聞きしたいと思います。

○住民税務課長 コンビニ交付の関係については住民税務課のほうから回答させていただきます。

議員さんのおっしゃられるとおり住民の利便性を考えればコンビニでの住民票等の交付も考えていく必要性は我々も感じております。一方で2つの庁舎、2つの出張所で現在では湧別町の役場の窓口数、あと土日の中湧別出張所の窓口での交付可能な現在の状況と、導入した場合のコストの費用対効果を比較勘案して今すぐに導入するという判断には至っておりません。今後も周辺自治体や有利な国庫補助等情報も収集しながらこの件は進めていきたいと考えております。以上です。

○3 番 今の説明をお聞きしました。コンビニの交付が進めば窓口の業務が減ると思うのですよね。そうすることによって業務の効率化が図られ、そして窓口業務もより丁寧なサービスができるのではないかなというふうに考えて

おります。最後に1点、コンビニ交付をやることによって、手数料の減額、例えば伊達市は期間を限定して証明10円というそんなサービスも展開しておりますので、それらもあわせて今後どう考えていくのかお聞きしたいと思います。

○住民税務課長 そうした周辺の市町村の状況等の情報収集しながら進めていきたいと思っております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、高田君。

○2番 物価高騰緊急支援事業と生活支援臨時特別事業に関しまして、来月の28日から令和3年度の決算認定が行われるわけでございますけれども、それに関係することになると思っておりますけれども、町民の中に公共料金、公営住宅使用料、あるいは国民健康保険税等の未済の方がもし存在するという事になりますと、この支援事業に関してどのように町としては対処をするかということと、もしもそういう方が万が一、町に対する義務的なものをまだ支払いがスムーズに行われていない方がもしいた場合に、町としてはどのように対処をしていくかということでお尋ねしたいと思います。

○住民税務課長 前の国からの給付金のときもそうだったのですが、給付の事業ですので未収のものをそこに充てるというのはできないのかなと考えています。ただそういう収入があった場合は、より我々も積極的に徴収に努めていきたいとは考えています。

○2番 先日かわらばんですよね、公共料金等の納期内の納付が困難なときにはご相談をくださいというようなことが掲載されておりました。これを見ましてもやはり中には公共料金的なものをまだスムーズにお支払いをなさっていない方がいる可能性もあるのではないかとこのように推察をするわけでございますけれども、そういう方がもしもおられた場合、国の事業と言いながらもそこで給付するときに町として何らかの形で指導するというか、こうなっていますということではなければならないのではないかと私は思うのでございますけれども、そこら辺のことに関しまして今後どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○住民税務課長 我々もルールに従って徴収できるものはお願いいたしますし、だめなものはやらないのですが、我々もできることはやりたいと思っております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

9番 檜山君

○9番 予算書6ページ、1点目、空き家対策に要する経費655万でお伺いをいたします。空家等除去推進事業であります。本年で3か年計画の最終年ということでもあります。住民の方からは来年以降も事業が継続されないだろうか

というような要望の意見も聞かれます。今後は人口減少で空き家も増えることが予想されますし、本制度がさらに求められてくると思います。本制度を延長するか、あるいは1、2年後に新制度での補助制度を構築するのもよいのかなというようなことを考えていますが、このことについて町長のお考えをお伺いいたします。

次に、予算書10ページ、資料13ページで伺います。肥料価格高騰緊急対策事業1,500万であります。化学肥料低減をしたものが給付を受けれるものです。国の給付を受けた者への支援ですがこれは町単独事業で上乗せ支援なのか、あるいは国、道補助事業に伴う町の負担が義務化されているものなのか、どのような性質の事業なのかお聞きをいたします。

それから同じく予算書10ページ、説明資料14ページで伺います。酪農経営安定緊急対策事業ですね、3,120万円について伺います。この事業につきましても国の国産粗飼料の利用拡大緊急酪農対策事業を受けているものが支援の対象者となっておりますが、これも町単独事業での上乗せ支援なのか、あるいは国、道補助事業に伴う町の負担が義務付けされているものなのかお伺いをいたします。

○企画財政課未来づくり担当課長 歳出6ページの空家等除却推進事業補助金に関しての回答をさせていただきたいと思っております。

町内における空き家の実態でございますけれども、令和3年度の実態調査の中では216件の空き家が存在するということが調査を行っております。この後ですが高齢化それから人口減少が進んでいく中で、空き家予備軍というようなものが存在することはありまして、喫緊の課題であることは認識をしております。今回の空き家対策計画につきましては令和4年度をもって終了いたします。この空き家対策計画の中で空き家の除却事業を実施しているわけございまして、現在新たな計画策定の中で今後の見通しについて検討している最中でございます。除却制度、今年度を含めて3年間やってきたわけでございますけれども、この実績と効果も検証しながら補助対象、補助率等も検証して国の補助制度を活用しながらという部分で、空き家対策協議会の中で検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○農政課長 檜山議員のご質問に回答します。

2点あると思っておりますが、肥料価格高騰緊急対策事業と酪農経営安定緊急対策事業、国の上乗せなのか国から定められた補助事業なのかということですが、こちらに対しては町の単独事業で、コロナ給付金を活用した中での支援と考えております。国のほうはやはり大きい金額を支援しますがそれでも農業者に対してはまだまだ足りないという思いがありまして、町単独での支援を考えております。以上でございます。

○ 9 番 まず1点目の空き家対策につきましては、答弁あったようにこの3年間で130戸近くが空き家対策として壊されていっているのかなというふうに思っていますし、補助の効果が表れてきているというふうに思いますが、先ほど答弁にありましたように今後も予備軍等もあり、さらに町民が求めている事業の一つだというふうに思いますので、前向きな検討で補助の制度を作っていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

それから2点目の肥料価格高騰対策のほうであります、これにつきましては主に畑作農家等が対象の事業なのかなというふうに思ったりしていたところですが、町単事業であるということですが、畑作の農業者全戸が支援を受けられるのかと思いますが、もし全戸ではないとするならば何戸が支援を受けられないというようなことになるのかお聞きをいたします。

それから同じく酪農経営の緊急対策のほうですが、これも町単事業だということでもあります。広く酪農家の皆さんが支援を受けられるのかと考えていますが、酪農家が全戸への支援となるのか、全戸ではないとするのならば支援対象外は何戸くらいになるのかお伺いをいたします。

○企画財政課未来づくり担当課長 檜山議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど申し上げました空き家の216件という推定の中で、これは空き家所有者に対しまして毎年アンケート調査を実施しているという部分でございます。このアンケート調査の中でもいろいろなご意見を賜っておりますので、こうした部分も参考にしながら今後の制度について検討を進めていきたいというふうに思っております。またこの3年間で除却いたしました件数であります、令和2年度、3年度で105件の解体を進めております。令和4年度におきましては本定例会でお認めいただければ合計47件ということになりまして、152件の解体が進むというようなことになっておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○農政課長 檜山議員のご質問にお答えいたします。

まず肥料対策のほうでございますが、農業者全戸が対象となっておりますので農協組合員であろうが員外の人であろうが対象となります。国の申請の方法ですが国のほうでは5名以上のグループで申請をしてくださいということですが、農協さんのほうは農協さんのほうで買った肥料については農協さんが取りまとめを行って、あと商社、肥料販売店で購入した農家に対してはそちらのほうで取りまとめをして国のほうに申請を上げるようです。その申請の写しを私たちが補助申請の時に添付してもらいまして確認作業をしたいと考えております。

あと酪農対策のほうでございますが、酪農家全戸が対象となるのかというご

質問であります、酪農家、搾乳している農家さん、経産牛いますので全戸が対象としてなっております。以上でございます。

○ 9 番 私の聞き方もちょっと変だったのかもしれませんが、肥料にしても酪農家のあれにしても対象は農家さん全戸というような形のなるのかと思えますけれども、それぞれあると思うのですがこの国への申請は全戸されるというようなことなのでしょう。町民のほうの、例えば酪農家の人であれば支援を受けられない人とかそういうようなところは漏れが出てこないという形でのいいのでしょうか。

○ 農政課長 肥料のほうの質問であります、農業者全戸、酪農であろうが畑作であろうが畜産であろうが農業者は対象となっております。農業者の定義といたしましては、農畜産物を作付け、販売等行っている農家さんでございますのでご了承承願いたします。

○ 9 番 ちょっと聞き方があれなのか、対象がそれぞれ酪農家なら酪農家全部がなると思うのですが、補助を実際に受けているのはそれら全戸補助を受けているということでのいいのですか。

○ 9 番 国の補助を受けた人に対して町も支援したいと考えております。なぜかという国補助70%出るのに何で町だけ申請してくるのかちょっとおかしい話にもなってきましたし、少しでも農業経営に支援をしたいということで町のほうでは予算を計上してございます。

国の補助の関係は国から会議等ありまして、農家さんにはこれからの周知になるということでございます。

○ 議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 1 : 0 2)

再 開 宣 告 (1 1 : 1 0)

○ 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番、檜山君。

○ 9 番 最後ちょっと一点だけ確認をしたいと思いますが、今までの酪農経営を例にしてあげますが、今補助関係については現在取りまとめ中のようなことで伺いました。ただこの要領を見ますと、国の補助制度、この給付事業を受けるものが該当ということになっております。町単独の事業であるから私が言いたいのは単独事業であるから、例えばこの補助制度に漏れたもの、あるいは受けられなかったものであっても町としては認めていくべきではないかという考えを持っていますが、このことを回答願います。

○ 農政課長 檜山議員のご質問にお答えいたします。

国の事業に漏れる農家はいないのかというご質問だと思うのですが、基本的には国のほうは生産コストの削減や配合飼料の低減に向けた取り組みを

行うということで、国産飼料の生産、流通、国産飼料の給与割合、暑熱寒冷対策、分割給仕など14ぐらいのメニューがあって、その中で3つ以上を行う農家が対象としております。月齢としては26カ月以上の経産牛が対象となって、1頭当たり国は7,200円支給しますとなっていると思います。町のほうも同じような考えを持っていて、国のほうに申請したのに対して町のほうも給付するという考えですけども、年内に支給を考えてございます。速やかに支給をということで農家さんの手間もかかってしまうので国に申請した書類を交付申請書に添付してもらって出すような形にしてございます。なかなか酪農家さんであれば全員が対象となりますので、漏れはないと考えてございます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

1 番、関野君。

○1 番 説明資料の14ページの酪農経営安定緊急対策事業です。これに書いてありますと町内で酪農を営むと書いてありますけれども、今湧別町内の畜産につきましても、酪農専業もいるし、肥育をしている人もおります。それと育成やっている人もおります。ということはその人方の酪農以外の方はこの事業から漏れるのかということでございます。あと26カ月以上経産牛ときていますけれども現在はTMRを使っている農家は非常に濃厚飼料を使っておりますので、牛の生育も非常に早うございます。それでだいたい体高が135センチくらいになると受精できる年齢になってきますので、今は結構初産の牛というのは11カ月から21カ月くらいになってきておりますので、この基準について26カ月というのは何を基準にしたのかお聞きしたいと思います。

○農政課長 関野議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、26カ月のどうしてそこで決めたのかということだと思うのですが、議員さんおっしゃるとおり最近では種付けも早くて出産もかなり早いということは認識してございます。また、配合飼料も経産牛が一番食べる、餌代一番かかるということで認識してございます。そのことを考えますと肥育、育成のほうだと配合飼料的には量はまだ多くないのかなと。やはり経産牛が1日に出すミルクの量に合わせて配合も結構な量を食べるということで認識してございますので、経産牛を対象としてございます。それで26カ月という決めですが、こちら国に一度農家さんは申請しますのでそれに合わせた中の月齢と考えまして、スムーズに交付申請できるように、農家さんの負担もなくスムーズに交付申請できるように考えてこの国の基準とさせていただきました。以上でございます。

○1 番 酪農経営については救済されますけれども、補助を受けられますけれども、やはり肥育専業でやっている農家もおります、かなりの頭数を持って。それと妊娠牛をメインに育てている農家もおります。その人方は全く救わ

れる道がないのかお聞きします。それと酪農経営で26カ月以上の頭数の把握方法はどのように考えているのかお聞きします。

○町長 酪農経営安定緊急対策事業のご質問でございます。

この今回の事業の実施に当たっては湧別町農協、えんゆう農協の組合長が私のところに来まして現在の原油価格高騰に影響する肥料価格が急激に高騰している、酪農経営が非常に厳しい部分があるのでそれに合わせて肥料の高騰対策と酪農の高騰対策について考えていただきたいというような要請がありましたので、今回検討させていただいたところでございます。その中でどの方法が一番いいのかということでもいろいろ検討させていただいた中で、今回お示した部分が緊急的に行って早急に対応できる部分を考えていかねばならぬということでお示した部分であります。関野議員言われるように生まれたばかりの子どもから廃用牛まで牛はたくさんおりますけれども、その中でどの部分に支援することが一番いいのかという部分も含めて検討した中で、今回基準としたのが国が制度の中で1頭7,200円の支援を行うという部分で出ておまして、その基準に合わせてその分を上乗せしていこうというようなことで、当然町が行う場合については農協さんも同じだけの支援をお願いしたいというようなことで、酪農世帯全体の中で支援をしていきたいという部分で考えてございます。一頭一頭全部やっていくとなるととんでもない数字になってきますし手間もかかっていくというようなことで、今回いわせていただいたのは国に酪農家が申請しますので、それに基づいてうちも1頭当たり2,400円の上乗せをしていきたいと。それに合わせて農協さんも上乗せしていきたいということでもありますので、一頭一頭この部分はどうなのだ、この年齢層がどうなのだというようなあれではなくて、総体で今回お示した国が定めております26カ月以上の経産牛に対して1頭2,400円、町としても上乗せしていきたいということで提案させていただいておりますのでその辺ご理解いただきたいと思っております。

○1番 酪農経営の方はいいですけれども、育成農家だとか妊娠させるだけの肥育農家だとかその関係はどのように考えているのかお聞きします。

○農政課長 自分で育成をしている…その辺はちょっと把握はしていなかったですね。預託が何件かいるのは承知してはおりますけれども育成をやっている農家さんというのは考えてはいなかったのですけれども、その部分に対する支援というのは今のところ考えてございません。また、肉牛屋さんについては国の制度もありますので、マルキンという保険金があるのでこちらのほうで対応できるということで伺ってございます。

○町長 この育成だとか預託だとかという部分については、当然価格に転嫁できる部分になってきますのでその部分については価格に転嫁していただかなければならないのかなというふうに考えてございます。基本的に経産牛につ

いては牛乳の値段についても10円上がるというふうに言われていますけれども、北海道においては2円しか実際のところ上がらないというような部分もあって、価格に転嫁する部分もないというような部分も含めての緊急対策を行っていただきたいというような状況もありますので、農協との協議の中では町としての助成する部分については経産牛の部分、国で定めている補助対象になった世帯に対する頭数に対しての助成をお願いしたいというような部分もありまして、その部分で対応していきたいというふうに考えてございますので、価格に転嫁できるものについては価格に転嫁していただくなり、預託については預託経費の上乗せ等々も含めて考え得ていただくというふうになりますし、町の今の今回の部分で足りない部分についてはまた農協さんのほうで支援をしていただくような部分、我々もちょっと把握していない部分もありますけれども、件数的には少ない部分もあるのだと思いますけれども、その辺については農協でも対応していただくようなことは町のほうからも要請していきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

4番、村川君。

○4番 私も今檜山議員、関野議員に関連して13、14でちょっと質問したいと思いますが、関野議員たちも言っていることについては私も考えていることで、この案件だけではなくていろいろな案件に関わることなのですけれども、例えば一次産業、農業をやっている今13でいくと肥料の分、畑作について農協の組合員以外でやっていて、生産上げていて町に税金を納めていると。当然そういう人たちがたくさんいるのです。申請についてなかなか国に申請、前に持続化給付金と同じでなかなか申請が大変でというのがあって、団体に所属している組合員は農協が指導しながらやっていくということでもいいのですけれども、個人がやるというのはなかなか、これそして忙しい中でなかなかできないということがひとつあるのですね。町が今出す部分については町単独の考えてあれば国がきちんと出さないと国の規定以外のもの各自治体出してはだめだよという規制あるわけではないのだと思うのですよね。であれば国だって町が出すだけで国のほうは負担はかからないわけで、もし申請ができなくて漏れたという人たちだって、これ戸数はそんなに多いわけではないのですよね。だからそれら網羅しながら、やはり税金を受けているということを踏まえた時に、もうちょっと手を加えてやってやればできることなのでね。これはやっぱりちょっとしっかり考えてやっていただきたいなというふうに思います。それと今酪農関係の14ページ出ましたけれども、僕はこれ26カ月以上の経産牛というような国の指定ありますよね。肉牛は先ほど農政課長言われたように国のマルキンだとかいう制度があっただけけれども、これも育成農家って農協の組合員の中

でもほとんど少ない、何軒か数戸だと思っただけです。国が言っている経産牛は餌よけい食うのだけれども、経産牛は生産があるのですよ、すぐ。そこまで持つていくまでにもものすごく費用が掛かるのですよ。1日摂取する量は少なくともその期間が20カ月くらいはお金を生まないで経費かかっていくのですね。そういう部分を踏まえた時にそれはそれで、ただ育成に助成しますよといった時に酪農家の育成もそうなのかという部分も多少あるのだけれども、これは農協がついているのだからしっかりその辺、町長は先ほどそういうものについては農協に何とか助成してもらおうようなことも要請していくということも言っていますので、それはそれでいいのだけれども、町が出す分です、やはり税収を受けてあなた育成だから知りませんよと。国の事業に絶対その通りやらなければならぬのであればこれはしかたないけれども、町単費で出すわけだから町が考えればいいということなのだよ。その辺もうちょっと全体見て、団体長たちはいろいろな事業もらうから小さいところはあまり触れないで申請上げてくるのさ。それはもう我々も聞いているし、団体長からも聞いているのですよ。だからそこを農協が税収を受けるわけではないし、町は何ていったって生産したものからの税収は受けるわけだから、それで町単費で出すのだから何とか町も農協でそういう育成農家にも出せる、こういう時だから出してやるべきでないかなど。過去そんなのはなかったと思うのですよ。今全体的にこういう状況でたいへんな状況になっているわけだから、それを十分考えてやれないのかどうか、それについてちょっとお答えいただきたいと思います。

○町長 肥料価格高騰と酪農対策のご質問でございます。

先ほどからいろいろな議員に説明しているとおり、今回の根本的な問題としては国際情勢による肥料価格及び飼料価格の高騰に対して助成をすると、町として助成をしていきたいというようなことが根本となっております。その中で農協さんと協議をしながら進めておりますけれども、肥料については現在国で定めている部分について全農家さんが対象になりますので、その対象となった農家さんに対する対象の7割が国から出ますのでそれに合わせて5%支給させていただきたい。その手続き等で困っている部分があるのであればそれは町に相談いただきながら対応することも可能でございますので、これはひとつの基準として町が定めているという部分であって、ばらばらに町の部分だけくださいとか、そういうのが本当に今の目的に照らし合わせた時にいいのかという、基本的に国で70%出るものを諦めて町だけもらうというのは、5%だけで対応できるのかという部分ではないです。トータルで全体で大変なのですからそれらの支援を受けてもらうということを考えていかないとならないのであろうということで、国の70%に当てはまるものについて町も5%出しますし、農協に入っている方については農協も出すということで、まず肥料のほうはそういう

ふうに進めていきたいというふうにご考えてございますので、だれも農家さん否定しているわけではなくて、当然権利がありますので権利の行使をしていただくというお手伝いは、それがあれば町が対応していきたいとは思いますが、基本的にはほとんどの方が農協に入っていますので、農協の中でやっていただけるというふうにご考えていますけれども、もし手続等にお困りの場合については町の担当課のほうにご相談をいただければ、基本的には来年の2月の肥料分までというふうになっておりますので、それを対象にして多くの支援金をもらっていただきたいなということで進めている部分でございます。

酪農経営の部分でございます。この部分については各町村いろいろやっております。実際に購入している粗飼料の部分の中で何ぼの助成というふうに言われている町村もございまして、いろいろあるのですけれども、うちの場合については国の基準が今出されて、先ほど言ったとおり国も経産牛に対する70%という助成制度がありますので、まずそれをもらわないでほかの町の2,400円だけほしいのだというのではなくて、トータル的に農協と町と合わせて1万1千円くらいですか、この部分を助成していただいて経営の足しにさせていただければなというようなことで始めておりますし、全体の中で考えていただきたいと思っておりますし、町としても年内に速やかにこの分出したいというふうにご考えておりますので、そういう基準の中で今回決定させていただいておりますので、未經産の部分だとかの部分についてはそれは農協全体の中で考えてもらわないとならないですし、今回の基準に合致しない部分については農協の中でそれらの対応していかないとならないと思っておりますし、ある程度預けている部分だとかそこら辺については価格転嫁もしようがないのだと思いますよ、こういうご時世でございますし。今回行った部分については昨年の干ばつによって粗飼料少ないというのが現状、今年の部分についてはそういう現状もありますので、今回初めて決断させていただいたような状況でありますし、これが通常年であればここまで町がしなければならぬのかという部分もありますけれども、昨年の天候によって粗飼料が足りないというような部分もあって、やはり輸入量が購入量が多いというような部分もあるものですから、将来に酪農家がなくなってしまうら困る部分もありますので、それらも考えて今回支援させていただきたいというふうにご考えておりますので、酪農業全体を考えた中で町として今回出せる部分が何かということをご考えさせていただいておりますので、一頭一頭チェックしながらやっていくのが補助事業としてやるべきものなのかという部分もあるのですけれども、今回は国の70%ももらっていただかなければ町の2,400円、3分の1の部分だけではやはり大きな支援にはなりませんので、トータルで考えた時に国の基準に合わせた分を町が上乘せするという考えでありますので、議員言われる部分もあるのかと思っておりますけれども、その辺は農協のほ

うにしっかり対応していただく、これに対処しない農家については、我々は全部対象だと言われたので、そこら辺についてはそういうことで話したのですが、対象にならない部分があるのであれば、その部分については農協としてしっかり支援をしていただきたいということは言わせていただきますのでご理解をいただきたいと思います。

○4 番 町長の言わんとすることはわかります。ただやはり個人でやっている人たちは確かに国の70%もらえるのに町のだけ、そういうこととは違うと思うのです。前の持続化給付金の100万の時も個人で、団体がさわってやったところ、本来はあまり好ましくないのだけれど、やったところはほとんど全部もらっているのですよ、当たっているのですよ。でも個人の人ほとんどやはり申請が難しい、申請ができなかったと言って持続化100万もらえないできた農家もかなりあるのですよ。僕は国が出しているものはそれはそれでいいと思うのですよ。町村で単独で町単費でできる範囲内というのは、できる部分はやってやるべきではないかと。もう税金はいりませんよというのであればいいのだけれども、やはり生産上げて所得上がれば税金納めるのそれは義務だから、そうやっていくとやはり何だかの形で町としての支援は必要だろうというのが私の考えです。基本的には今町長が申されたように確かに国の基準にのっとってやるというのは基本中の基本だと思うのですが、そういうことでできなかった今の育成農家なんかは大した数ではないから、町長も農協もその辺の対応、要請をきちっとしてくれるということだから、なんだかんだ町がしなければならぬというものでもないし、自分の組合員でもあるし、それはそれでいいと思うのですが、やはりこれからそういうふうにはやらないと行政の仕事がうまく単純化できないよという、それはわかるのだけれども、やはり税収を受けている以上はちょっとやはり足を踏み込む、そしてこういう部分はどうしたらいいのだと、ここへこういう作成するまで農業団体長がこれでいいよと出してきたからこれでやったのであろうと思うけれども、農政課としてももうちょっと踏み込んでこういう人たちはどうしているのだろうか、その辺わかるわけだからしっかりその辺を把握しながら検討していただきたいと思います。町長が言われたような自分で申請できない人たちは町のほうでも支援してくれるということだから、我々もそれ聞いて何とかわからないものは担当課行っているいろいろ教えてもらって提出してやってくれよということはおおうと思っておりますが、町長が考えているように団体にもそういうお願いをしていただきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○町 長 税金を納付している、納付していないというのは別の話だと思いますのでその部分は別で、税金が多い人に補助金が多くあたるという制度でもありませんし、そういうものではないと思いますけれども、基本的には皆さん

が農業経営続けられるようなことで支援をしていきたいというふうに考えてございますし、ただ個々個人に対しての支援というのは行政の場合なかなかできない部分が多い部分でありますから、そこら辺も含めて関係団体とも十分協議をしながらいい方向に進めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

局長。

○議会事務局長 議案第2号、令和4年度湧別町簡易水道事業特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第4回湧別町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 (1 1 : 4 2)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会	議長	村田一志
湧別町議会	議員	檜山 洋一
湧別町議会	議員	山本 米子